

審議会説明資料

1. 土岐市下水道の概要と事業の経緯
2. 基本計画と事業認可
3. 汚水処理施設整備構想
4. 汚水処理整備方針の検討
5. 下水道基本計画の見直し
6. 下水道事業計画認可の変更

※添付資料 資料1～資料6

1. 土岐市下水道事業の概要と経緯

土岐市の下水道事業は、昭和48年3月に「土岐市公共下水道基本計画」を策定、昭和49年2月から第1期事業認可として土岐津、泉駅前、肥田地区の367haの下水道整備と浄化センターの建設に着手し、昭和60年4月1日に供用開始しました。その後、整備と区域拡張をすすめ、平成21年度からは、第7期事業認可として約1,973haの下水道整備拡充に努めています。

平成28年度末現在の下水道普及率(土岐市の人口59,211人のうちで、下水道が使用できる人口49,834人の割合)は84.2%です。また、下水道の整備済み面積は1,748haで、現在の認可面積1,973haに対して88.6%が整備済みとなっています。

なお、下水道普及率に関しまして、全国平均78.3%、岐阜県平均75.3%で、東濃地区においては、多治見市94.3%、瑞浪市71.3%、恵那市59.3%、中津川市58.5%となっております。

○下水道事業都市計画決定並びに第1期～第7期計画における計画処理区域面積

区分	都市計画決定	事業認可	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
			処理区域	第1期～第7期	土岐津 泉駅前 肥田 区域	泉駅前 区域	下石 妻木 泉 土岐津 肥田 区域	下石 妻木 肥田 泉 駄知 区域	プラスマ リサーチ パーク
面積 (ha)	2,111	1,973	367	132	473	329	106	426	140

○第1～7期処理区域図

資料1 「土岐市下水道事業計画認可」参照

2. 基本計画と事業認可

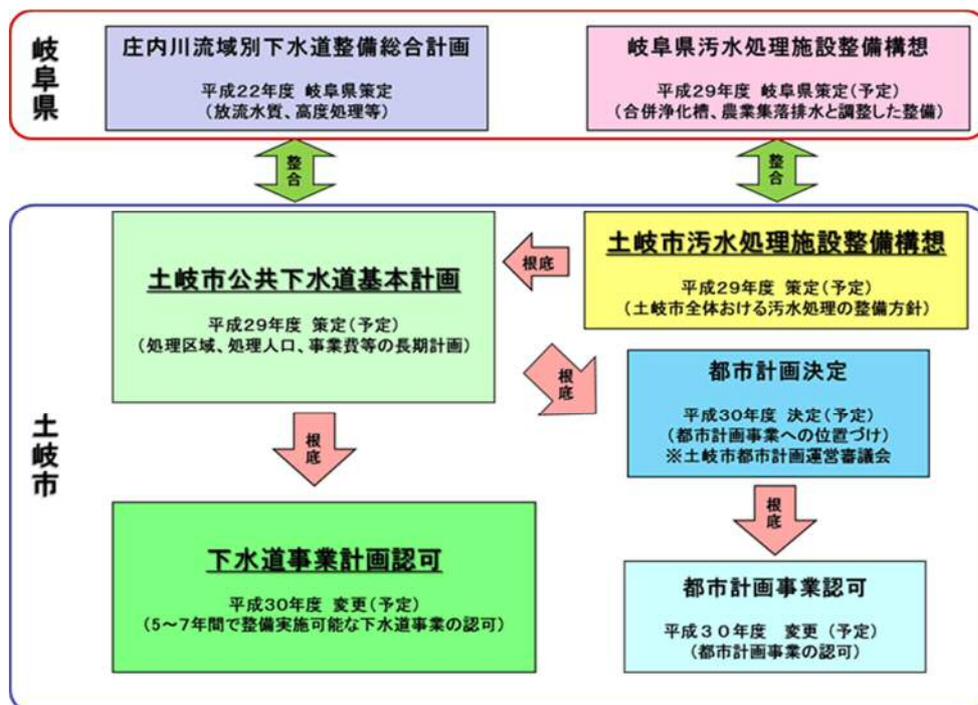
下水道事業は、都道府県構想等の上位計画と整合を図り、基本計画および事業計画に基づき下水道施設の効率的な整備と維持管理を行うことです。

公共下水道基本計画とは、土岐市において将来下水道事業で整備すべきとした区域を定め、計画処理人口、汚水量等の計画諸元を決定し、幹線管渠、処理場の規模、構造や下水道事業にかかる事業費の検討を行い、土岐市の下水道全体の計画をするものです。

下水道事業計画認可とは、下水道法に基づいて公共下水道の管理者が事業計画を策定し、都道府県知事の認可を受けることです。

この事業計画については、下水道法4条第1項に「公共下水道の管理者は、公共下水道を設置しようとするときは予め政令で定めるところにより、事業計画を策定しなければならない」とあり、優先度の高い区域において概ね5～7年程度の間には財政、執行能力等の点で整備可能な内容について策定することが望ましいとされています。

近年、人口減少や少子高齢化の進行、地域の社会構造の変化等により、公共下水道の整備を取り巻く情勢が大きく変化しています。本市においても本格的な人口減少・高齢化社会が到来し、平成28年度末現在で59,211人あった人口は、10年後の平成37年に54,737人、20年後の平成47年に48,774人と予測されています。今後も厳しさを増す財政状況の中、持続的かつ適切な下水道整備と維持管理を効率的に実施するため、社会的・経済的変化の状況に応じ、下水道計画の見直しを行う必要があります。



3. 汚水処理施設整備構想

下水道基本計画の見直しを行うためには、上位計画である岐阜県汚水処理施設整備構想（以下、「県構想」という）などと整合を図る必要があります。ここで、汚水処理施設整備構想について説明します。

汚水処理施設整備構想とは、下水道、農業集落排水、浄化槽等の汚水処理施設の特長や経済性等を総合的に勘案し、地区の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を示す計画です。

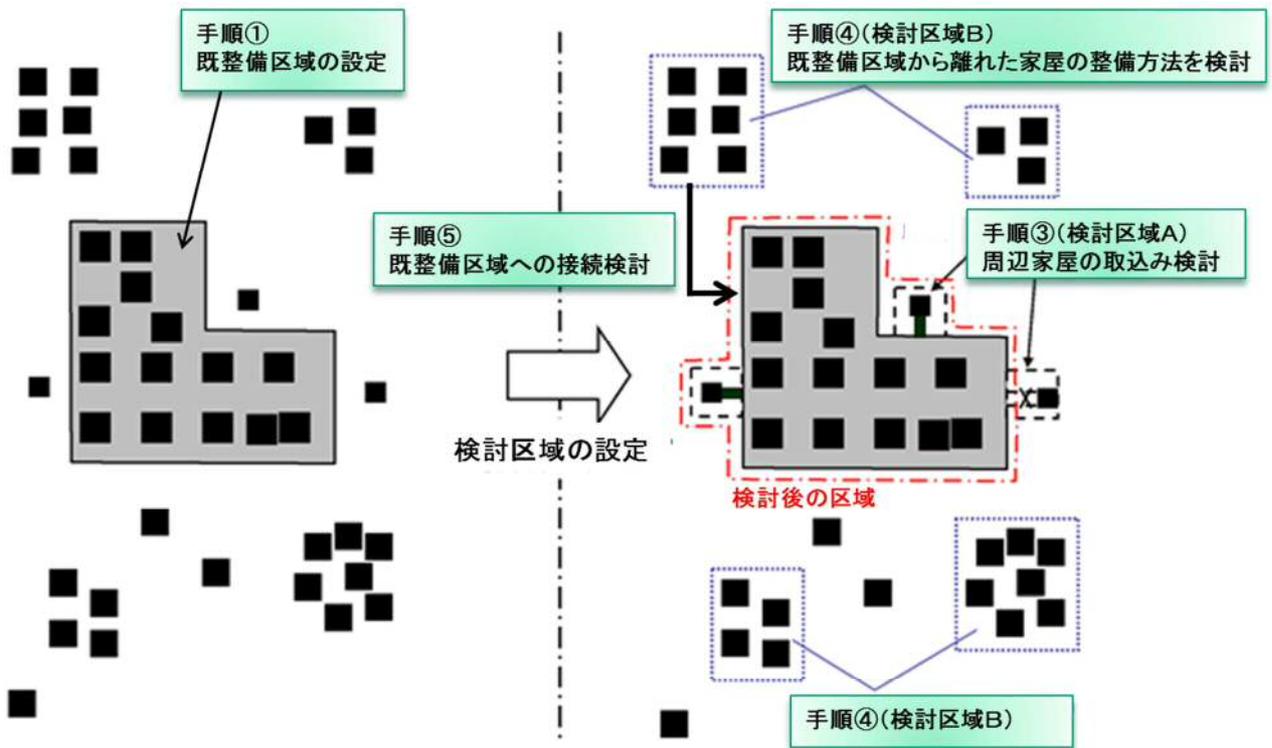
また、平成 26 年 1 月に国（農水省、国交省、環境省）から、県構想の策定と平成 37 年までに汚水処理の整備を早期に完了させるための計画（アクションプラン）を策定することなどが示されました。これを受けて、岐阜県は平成 29 年度に県構想を策定することとしています。

この県構想の前提となる市町村の汚水処理施設整備構想の作成が求められていることから、現在、土岐市においても土岐市汚水処理構想（以下、「土岐市構想」という）を策定しているところです。

土岐市構想は、土岐市全域において、地区の実情に応じた効率的かつ適正な汚水処理手法（下水道や集落排水のような集合処理と浄化槽のような個別処理のどちらが良いのか）を検討し、土岐市の汚水処理施設の整備に関する基本的な方針を決めます。この比較手法には、国と県の基本構想策定のマニュアルがあり、それに基づいて検討します。

4. 汚水処理整備方針の検討

検討単位区域の設定イメージ



岐阜県マニュアル（岐阜県が作成した市町村作業マニュアル）に基づき、以下のとおり汚水処理整備方針の検討を行います。

手順① 既整備区域の設定



手順② 将来人口等の基本事項を設定



手順③ 既整備区域周辺の家屋（検査区域A）について、既整備区域（下水や農集）に接続する方が有利か検討

※集合処理と個別処理の維持管理費も含めた整備費用で比較



手順④ 既整備区域以外の区域（**検討区域B**）、集落、住宅群について、集合処理が有利か、個別処理が有利かを比較

※1 地区 10 戸以上（家屋間距離 80m 程度）とする。



手順⑤ 手順④の検討区域のうち集合処理が不利な区域について、既整備区域への接続が有利かを検討

※接続ルートが同じ地区は、最も近い区域で検討する。

※合併浄化槽の設置率が高い場合やポンプ設置が必要な場合は考慮する。



手順⑥ 汚水処理整備方針の検討結果

資料 2 「**検討結果一覧表**」参照



手順⑦ 土岐市の汚水処理施設の整備手法を示した構想図を作成

資料 3 「**構想図（案）**」参照

なお、土岐津町の中山開発地区につきましては、現在、土岐口財産区及び土岐市が大型商業施設（イオンモール）の誘致に伴う開発事業を行っており、この開発地区入口（土岐市給食センター南側）から土岐市浄化センターまでの下水道を下水道課にて整備しております。

この下水道施設および処理区域（約 38 ha）については、今後維持管理等を土岐市で行っていくため、汚水処理整備構想および下水道基本計画に位置づけ、下水道事業計画認可の変更を行う予定です。

5. 下水道基本計画見直し

土岐市汚水処理施設整備構想を基に、公共下水道の基本計画区域を整合させて「下水道計画図（案）」を作成しました。

主な基本計画区域の見直しは以下のとおりです。

- ①泉五斗蒔地区は、計画区域から削除する。
- ②下石石拾・妻木西山地区は、計画区域から削除する。
- ③下石西山工業団地は、計画区域から削除する。
- ④下肥田肥田川沿いは、計画区域から削除する。
- ⑤土岐津中山地区は、計画区域から削除する。
- ⑥土岐津中山開発地区は、計画区域に追加する。

資料4 「下水道計画図（案）」参照

青線で囲まれた区域全体が下水道を整備する基本計画区域の範囲（案）となっております。また、緑色で着色された区域が現在の事業計画認可区域となっております。黄色で着色された区域が、土岐市汚水処理構想に基づき、現在の基本計画区域から削除する（はずす）区域（案）となります。

資料5 「下水道基本計画概要一覧」参照

6. 下水道事業計画認可の変更

「下水道事業計画認可」は、「土岐市公共下水道基本計画」に基づき、5～7年程度の間に新たに下水道を設置して事業を進める区域を定めるため、事業計画を策定し許可を得るものです。現在の事業計画認可は、平成31年3月までの計画となっております。

今回の変更は、土岐津町中山地区の開発に伴い、開発地（土岐市給食センター南側）から土岐市浄化センターまで整備する下水道施設および処理区域を追加するものです。

なお、現在認可を受けている区域で、妻木平地区、妻木南部区画整理地区などの未整備地区については、引き続き整備を進めていく予定です。

資料4 「下水道計画図（案）」参照

赤色で着色された区域が、今回、事業計画認可に追加変更する区域（土岐津中山開発区域）の案となります。

資料6 「基本計画・事業計画概要一覧」参照